## ○ 地域の拠点性を有する大規模な既存集落として市長が指定する集落

(平成18年5月18日指定) (令和4年4月1日一部変更)

地域の拠点性を有する大規模な既存集落として市長が指定する集落は下記のとおりとする。

記

次の各項に該当する独立して一体的な日常生活圏を構成している集落であって、農用地区域、 国定公園、保安林、自然公園(普通区域は除く)、史跡、名勝、天然記念物等積極的に保存すべ き区域を除いた区域。

- 1 当該集落内には、小・中学校、鉄道の駅、病院若しくは診療所のほか、主として当該集落の住民が日常生活上利用する地区集会所、保育所、幼稚園又はこども園のいずれかが存すること。
- 2 市街化調整区域内において、原則として180棟以上の建築物が連たんしていること(以下「大規模集落」という。)。
- 3 「建築物」及び「連たんしている」は、次の各号の通りとする。
  - (1)「建築物」は、延べ面積が30平方メートル以上のものとする。
  - (2)「連たん」は、建築物の敷地間の距離が55メートル以内で連続していることをいう。
  - (3) 建築物の数の算定に当たり、同一敷地に複数の棟があるときは、それぞれ算定し、共同住宅及び長屋にあっては住戸数で算定する。なお、市街化区域にある建築物は、算定することができない。
- 4 当該集落の戸数密度が、当該市街化区域に係る計画戸数密度と同程度(1ヘクタールの区域内に建築物が6棟以上ある区域が連続しているもの)であること。
- 5 前項に規定する「1~クタールの区域内に建築物が6棟以上ある区域が連続しているもの」 は、次による。
  - (1) 1~クタールの区域は、1辺100メートルの正方形とする。
  - (2) 前号に規定する区域のうち建築物が6棟以上ある区域が連続していることとし、「区域が連続している」とは、区画の1辺が隣り合う区画の1辺と一致し連なることをいう。なお、区画の配列の向き及び形態は問わない。
- 6 「1~クタールの区域内に建築物が6棟以上」の棟の数の算定にあたっては工場、学校、病院等大規模な施設(敷地の規模が1~クタール以上のもの)が存するものは、当該敷地については1~クタール当たり6棟あるものとみなす。